

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）
- 十 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第一百六条の三 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、信用格付業者の関係法人（第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。以下この項において同じ。）であつて、金融庁長官が、当該信用格付業者の関係法人に</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第一百六条の三 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

よる信用格付業の業務の内容及び方法、信用格付に関する情報の公表状況その他の事情を勘案して、有効期間を定めて指定した者（以下この項において「特定関係法人」という。）の付与した信用格付については、法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を当該
信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

十四 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p>

2 |

前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項、第三十四条の二の三十第二項及び第三十四条の五十三の十七第二項において同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の三十第二
第三号及び第三十四条の五十三の十七第二項第三号において同じ
。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融
商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、

（新設）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融
商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 | 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二

次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（新設）

号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名
 - ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称
 - ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
 - 四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
 - 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名
 - ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称
 - ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
 - 四 信用格付の前提、意義及び限界
- (新設)

- 二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
- 三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称
- 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

- 二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
 - 二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
 - 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称
 - 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法
 - 五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>(信用格付業者の登録の意義その他の事項)</p> <p>第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう</p>	<p>(信用格付業者の登録の意義その他の事項)</p> <p>第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>(新設)</p>

。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付） 第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法 第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる ものとする。</p> <p>一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に 関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五 条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金 融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当 該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認 められるものを除く。）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以 外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外 の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法 第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契 約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する 評価を対象とするものと認められるものを除く。）</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p>	<p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付） 第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法 第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる ものとする。</p> <p>一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に 関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五 条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号に において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信 用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を 対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以 外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外 の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質 的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者 の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用 格付を除く。）</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p>

第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（新設）

- 二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
- 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称
- 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第五十二条の十三の二十三の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第二百三十四条の二十六の二において同じ。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。同条において同じ。）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項（信用格付業者の登録の意義そ</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第五十二条の十三の二十三の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第二百三十四条の二十六の二において同じ。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。同条において同じ。）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

の他の事項)に規定する特定関係法人をいう。以下この項及び第二百三十四条の二十六の二第二項において同じ。)の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第三百六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業(金融商品取引法第二条第三項五項(定義)に規定する信用格付業をいう。第二百三十四条の二十六の二第二項第三号において同じ。)を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の二十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の二十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

<p>ロ 法人であるときは、役員の名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号</p> <p>三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称</p> <p>四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法</p> <p>五 信用格付の前提、意義及び限界</p>	<p>ロ 法人であるときは、役員の名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>(新設)</p>
--	--

改正案

現行

<p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する</p>	<p>（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）</p> <p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する</p>
--	--

内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 準用金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（新設）

- 三| 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称
- 四| 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五| 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第一百条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第一百条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

- 二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
 - 二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
 - 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称
 - 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法
 - 五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第二百三十四条の三 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二十三条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第二百三十四条の三 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二十三条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第九十七号において準用する金融商品取引法第三十八号第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六号の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十号に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第一百六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

二十八 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改正案	現行
<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準</p>	<p>（信用格付業者の登録の意義その他の事項）</p> <p>第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 商号、名称又は氏名</p> <p>ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称</p> <p>ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>（新設）</p>

用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十
五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する
呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた
めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二
号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(禁止行為に関する経過措置)</p> <p>第九条 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。</p> <p>一 新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義</p> <p>二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称</p> <p>三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法</p> <p>四 信用格付の前提、意義及び限界</p> <p>2 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

よる改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の三十第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、前項各号に掲げるものとすることができる。

3 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の二の三十第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

4 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の五十三の十七第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

5 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

6 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十条の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

7 平成二十二年十二月三十一日までの間における第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十四第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

8| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

9| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第二百三十四条の二十六の二第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとするすることができる。

10| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十五第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとするすることができる。

11| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百条の二十八第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

12| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十六条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

13| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十七条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定の目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十六条

の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

14| 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十八条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

第十条・第十一条 (略)

第九条・第十条 (略)